

警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領

制定	平成24年	7月27日
一部改正	平成25年	7月17日
一部改正	平成26年	12月10日
一部改正	平成27年	9月14日
一部改正	平成28年	7月6日
一部改正	平成28年	11月4日
一部改正	平成29年	9月28日
一部改正	平成29年	10月26日
一部改正	平成30年	4月1日
一部改正	平成30年	8月21日
一部改正	令和元年	6月6日
一部改正	令和2年	6月19日
一部改正	令和3年	9月14日
一部改正	令和4年	10月18日
一部改正	令和5年	8月23日
一部改正	令和6年	9月27日

第1 趣旨

この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する警戒区域等医療施設再開支援事業のうちⅠ～Ⅲについて、補助の要件等を定めるものである。

なお、当該事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴い休止等した警戒区域等の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等（以下、「医療機関」という。）の診療再開等に必要とされる経費のうち、医療行為のために直接必要となるものを補助し、当該医療機関の再開及び運営を支援することで、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を確保することを目的とする。

第2 再開又は開設の要件

1 再開の要件

要綱別表2の補助対象経費欄の「再開等する又はした場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 警戒区域等の医療機関が休止し、その後再開する又はした場合
- (2) 警戒区域等の医療機関が診療機能を一時休止又は縮小し、それを回復する又はした場合
- (3) 公設民営の医療機関を新たに設けるなど、市町村及び医療関係団体等の合意のもと、警戒区域等の医療機能を回復する又はした場合

- (4) 警戒区域等の医療機関が診療等を継続した場合
- (5) 医療機関を再開等した後、さらに医療機関を移転して再開する場合に補助対象とするのは、以下の場合とする。
 - ア 警戒区域等以外の地域で再開し、その後警戒区域等に移転して再開する又はした場合
 - イ 警戒区域等で再開し、その後同区域内で移転して再開する又はした場合

2 開設の要件

要綱別表2の補助対象経費欄の「開設する若しくはした場合」及び「開設する場合」とは、次に該当する場合を含む。

- ア 市町村及び医療関係団体等(警戒区域等に限る。)が警戒区域等以外の地域で開設(再開)し、その後、避難住民の動向に合わせて移転する又はした場合

第3 補助金の算定

(1) 補助対象経費

要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ1、Ⅱ1(1)及びⅡ2(1)の補助対象経費のうち、旅費、需用費及び役務費については、医療機関の再開又は開設のため、再開又は開設の前2ヵ月の間に必要な経費とする。

要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の補助対象経費については、再開又は開設後の医療機関の運営に必要な経費とする。ただし、需用費、使用料及び賃借料については、再開又は開設の前2ヵ月から補助対象とし、需用費は再開又は開設後概ね3ヶ月の間に必要な経費とする。

要綱別表2の補助対象経費欄のⅢの補助対象経費については、地域に必要な医療を確保するために行う医療機関の機能強化のため必要な経費とする。

なお、本事業以外の補助事業等による補助金等の交付を受けている場合は、当該補助事業等の補助対象経費については、算定した補助金額から他の補助金額を控除した金額を交付する。

(2) 補助金額の算定方法

補助金額の算定方法については、要綱のほか、次のとおりとする。なお、申請する日の属する年度内であれば、既に事業に着手している場合についても補助対象に含めるものとする。ただし、施設整備及び設備整備については、あらかじめ設計・整備内容及び積算について県に協議し了承された内容に限り補助対象とする。

ア 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢについては、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

イ 要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)については、次の(ア)と(イ)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。

(ア) 次の(a)と(b)の経費を合算した金額から診療収入額を控除した金額

(a) 人件費等：(3)の補助基準額と人件費及び報償費(個人が開設又は再開する医療機

関にあつては管理者分（以下「個人事業主」という。）の人件費相当額を含む。）として実際に支払った額とを比較して少ない方の額

(b) (a)以外の経費：実際に支払った額

(イ) 総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した金額

なお、「その他の収入」には損害賠償金収入、販売収入、寄附金及びその他営業外収入等を含むものとする。

ウ 要綱別表 2 の I 2、II 1(2)及びII 2(2)についての支援期間は、次のとおりである。

(ア)再開又は開設後 5 年以内

(イ) 5 年を超える期間であつて、知事が経営の安定に必要と認める期間

(ウ) 本事業により運営費の補助を受けた事業者が、診療収入及びその他の収入額の増加等により本事業の運営費補助の対象外となった年度の後には、再び本事業による運営費の補助を申請することはできないものとする。

ただし、やむを得ないものと知事が認める事情がある場合はこの限りではない。

エ 要綱別表 2 の I 1、II 1(1)及びII 2(1)により補助対象とする医療機器の申請内容は、休止前における当該医療機関の整備状況を基準とし、これに沿わない場合は必要な調整を行うものとする。

オ 市町村が公立医療機関を指定管理者制度により運営している場合で、開設者である市町村が要綱別表 2 の運営費を申請するときは、指定管理者に支払う委託料実績額を補助対象とする。

(3) 補助基準額

要綱別表 2 の補助基準額について、人件費は次のとおりとする。

ア 常勤雇用の場合

以下の職種ごとの①から⑥までの月額給与に勤務月数を乗じた額を基準額(※1)とする。

①医師 月額給与 1,657 千円

②歯科医師 月額給与 782 千円

③看護師及び准看護師 月額給与 472 千円

④医療技術員(※2) 月額給与 482 千円

⑤事務 月額給与 513 千円

⑥上記以外(※3) 月額給与 396 千円

※1 再開等した医療機関のうち、個人事業主又は法人理事の基準額については、原則として、上記の基準額に勤務月数を乗じた額と、平成 22 年の事業所得(個人事業主の場合)又は平成 21 年度の報酬額(法人理事の場合)を比較して低い方の額とする。

※2 「医療技術員」には、薬剤師、診療放射線技師(エックス線技師を含む)、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、言語聴覚士等を含む。

※3 「上記以外」には、栄養士、社会福祉士等を含む。

ただし、警戒区域等からの避難者に対する医療等を提供するために、警戒区域等外で市町村が開設した医療機関の補助基準額は、以下の職種ごとの①から⑬までの月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与その他特別給与額を加えた額とする。なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数による採用日数で按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。（当該勤務者毎に年間基準額で千円未満切捨て。）

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| ① 医師 | 月額給与 973 千円、年間賞与その他特別給与額 633 千円 |
| ② 歯科医師 | 月額給与 600 千円、年間賞与その他特別給与額 419 千円 |
| ③ 薬剤師 | 月額給与 401 千円、年間賞与その他特別給与額 674 千円 |
| ④ 看護師 | 月額給与 340 千円、年間賞与その他特別給与額 799 千円 |
| ⑤ 准看護師 | 月額給与 283 千円、年間賞与その他特別給与額 616 千円 |
| ⑥ 診療放射線・診療エックス線技師 | 月額給与 340 千円、年間賞与その他特別給与額 872 千円 |
| ⑦ 臨床検査技師 | 月額給与 333 千円、年間賞与その他特別給与額 749 千円 |
| ⑧ 理学療法士、作業療法士 | 月額給与 290 千円、年間賞与その他特別給与額 673 千円 |
| ⑨ 栄養士 | 月額給与 259 千円、年間賞与その他特別給与額 648 千円 |
| ⑩ 歯科衛生士 | 月額給与 291 千円、年間賞与その他特別給与額 455 千円 |
| ⑪ 歯科技工士 | 月額給与 313 千円、年間賞与その他特別給与額 546 千円 |
| ⑫ 介護支援専門員（ケアマネージャ） | 月額給与 284 千円、年間賞与その他特別給与額 593 千円 |
| ⑬ 上記以外 | 月額給与 297 千円、年間賞与その他特別給与額 775 千円 |

イ 非常勤雇用の場合

上記アの職種ごとの月額給与の1/21（千円未満切捨て）を日額単価とし、それに勤務日数を乗じて得た額を基準額とする。なお、以下の職種の日額単価は、この算出方法によらず、以下に定める額とする。ただし、勤務時間又は診療時間のいずれかが4時間以下の勤務日（以下、半日以下の勤務日という。）の単価は日額単価を1/2で乗じた額として当該従事者の年間基準額（千円未満切り捨て）を算出する。

- ①医師 日額単価 100 千円

(4) 補助対象外経費

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。ただし、再開又は開設後においては、エ、オ、キ、コ、シ、スを運営経費として補助対象とする。

ア 下記の施設、設備及び構造物の取得に要する経費

- (ア) 土地
- (イ) 工作物（看板、囲障及び門等）
- (ウ) 宿舍

- (エ) 庭園、花壇及び造園
- (オ) 医療行為を行うために直接必要ではない設備
- イ 土地の造成に要する経費
- ウ ホールボディカウンター等の放射性物質の測定機器の取得に要する経費
- エ 医療材料及び医薬品
- オ 医療用廃棄物（医薬品を含む）の処理に要する経費
- カ 医療備品（ベッド、医療器具等）のうち、1品当たりの購入金額が10万円未満のもの
- キ 薬局において、医薬品その他の仕入に要する経費
- ク 借入償還金、租税公課、その他の営業外の損失等
- ケ 一般事務備品（事務用机、ファイル棚、パーソナルコンピューター、テレビ等）
- コ 一般事務用品（筆記用具、カルテ用紙、ファイル等）
- サ 各種手続代行手数料等（開設許可申請手続代行費用、補助金申請手続代行費用等）
- シ 広告宣伝費
- ス 福利厚生費（法定福利費を除く）
- セ 再開又は開設時に補助金を活用して整備した医療機器等の更新に要する経費（ただし修繕等により震災以前から継続して使用している医療機器等を除く）
- ソ その他医療機関の再開、開設及び運営に直接必要と認められない経費

(5) その他

本事業によって補助を受ける事業者は次に掲げることに努め、又は留意しなければならない。

- ア 施設又は設備整備費の補助を受ける事業者は、適正な規模の投資に努め、業者の選定にあたっては、入札や見積合せを必ず実施することとし、経費の削減に努めること。
- イ 運営費の補助を受ける事業者は、経営の改善に努めること。
- ウ 運営費の補助を受ける事業者は、対象を重複して本補助金と損害賠償金を受給することがないように留意すること。

第4 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を越えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

- (1) 警戒区域等医療施設再開支援事業 所要額調書（要領様式第1号）
- (2) 警戒区域等医療施設再開支援事業 計画書（要領様式第3号）
- (3) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事費仕訳書等）
- (4) 要綱別表2のⅡのうち「地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等」として

施設又は設備の整備を行う場合又は別表2のⅢの事業を行う場合

- ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 市町村意見書（要領様式第7号）
- (5) 施設整備費の補助を申請する場合
 - ア 施工場所が分かる書類（工事設計図等）
- (6) 設備整備費の補助を申請する場合
 - ア 整備する設備の能力・規格等が分かる書類（カタログ等）
- (7) 運営費の補助を申請する場合
 - ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 人件費等明細書（要領様式第2号）
 - イ 最近2カ年分の決算書（税務申告および勘定科目内訳書含む）
- (8) その他参考となる書類

第5 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 警戒区域等医療施設再開支援事業 精算額調書（要領様式第4号）
- (2) 警戒区域等医療施設再開支援事業 実績報告書（要領様式第6号）
- (3) 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）
- (4) 施設整備費の補助を申請した場合
 - ア 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - イ 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（軽微な改修工事の場合は除く。）
 - ウ 補助対象施設の工事設計図及び工事費仕訳書（軽微な改修工事の場合は除く。）
 - エ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（検査を要しない工事については除く。）
- (5) 設備整備費の補助を申請した場合
 - ア 納品書
 - イ 整備した設備の写真
- (6) 運営費の補助を申請した場合
 - ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 人件費等実績（要領様式第5号）
 - イ 人件費及び報償費を計上した場合は、賃金台帳の写し
 - ウ 補助対象経費に係る契約書等の写し
 - エ 医療機関の決算状況が確認できる書類
- (7) その他参考となる書類

附 則

この要領は、平成24年7月27日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月17日から施行し、改正後の要領の規定は、平成25年度分の補助

金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年12月10日から施行し、改正後の要領の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月14日から施行し、改正後の要領の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月6日から施行し、改正後の要領の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年11月4日から施行し、改正後の要領の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年9月28日から施行し、改正後の要領の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月26日から施行し、改正後の要領の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、改正後の要領の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年8月21日から施行し、改正後の要領の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月6日から施行し、改正後の要領の規定は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行し、改正後の要領の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月14日から施行し、改正後の要領の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要領の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年9月27日から施行し、改正後の要領の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。